

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年2月28日
南阿蘇村長 吉良清一

市町村名 (市町村コード)	南阿蘇村 (434337)
地域名 (地域内農業集落名)	第6駐在区 (室町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、農業用水を生かした水稻や施設園芸の栽培が盛んである。地域農業の課題は、担い手不足や高齢化で農地の維持が困難になりつつあることである。

【地域の基礎的データ】

農業者:13人(うち50歳代以下 5人) 主な作物:水稻、大玉トマト、そば、花き

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当地区は、基盤整備の面積が広く、土地利用型でも水稻やそばの栽培が行われている。地区の担い手のみでは、農地を維持できなくなりつつあるので、今後は、他の地区からも担い手を確保しながら、農地の集積や集約を進めて行く予定である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
既にすべきところは、完了しているが、一部できなかった箇所について地元で協議後、要望の可能性はある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
村、研修生受入協議会、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため田植え、稲刈り作業は第6駐在区機械利用組合が行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

将来的に山際の農地にワイヤメッシュ等の対策を講ずることを協議し合意形成後に取組を行う。